

第 6 回「中区における生活保護制度運用上の課題に関する検証委員会」

議事概要

開催日時：令和 5 年 11 月 16 日（木）13:30～16:15

開催場所：東洋ビル 4 階 10 号室

出席委員：吉永委員（座長）、嵯峨委員、普門委員

案件（1）本件が発生した要因の分析と改善策の検討について

- 案件に入る前に、事務局からこれまでの議論の経過について説明し、資料 1 により、本件に係る事実の評価についての最終確認が行われた。
- 資料 2 により、本件が発生した要因の分析と再発防止に係る改善策について、委員間で以下の項目ごとに議論が行われた。
 - ・ 本件の発生要因と改善策を検討する上での基本的な視点について
 - ・ 本件が発生した主な要因について
 - ・ 生活保護受給者の身体の安全、最低生活の維持への無関心
 - ・ 積み重なった不適切な対応の要因について
 - ・ 個別事件（暴行、技能修得費）について
 - ・ その他の要因（生活保護業務における基本業務の欠落やケースワークの基本的な手順の齟齬、中区役所による記者会見における対応）について
 - ・ 改善策について
 - ・ 市民の最低生活を守るべき生活保護担当職員としての意識改革と技量の抜本的向上
 - ・ 係長職・課長補佐職としての技能、専門性の確立
 - ・ 職員採用、配置、異動、各会議等の実施におけるジェンダーバランスの考慮
 - ・ 要支援（援助困難）ケースについての支援システムの構築
 - ・ 公務員として、暴力、不当要求についての対応の是正
 - ・ 適正な事務処理の確保
 - ・ コンプライアンス（法令順守）における生活保護本庁課の位置づけ
 - ・ 生活保護受給者からの意見を聞く機会の設置

○細部については、座長と事務局にとりまとめが一任された。

案件（2）本検証委員会報告書（案）の検討について

- 本件に係る事実の評価、本件発生要因と再発防止に係る改善策、参考資料 1、参考資料 2 を順に整理し、目次を加えたものが本件報告書の骨格となることが委員間で共有された。

○細部については、座長と事務局にとりまとめが一任された。

案件（３）その他

- 本件が発生した要因の分析と再発防止に係る改善策のとりまとめ結果と合わせ、次回の検証委員会で、報告書案について最終確認を行うこと。最終確認が行われた報告書により、本市に検証委員会としての検証結果報告が行われることが委員間で共有された。

- 第 7 回会議の開催時期、方法等について
 - 第 7 回は、本件が発生した要因の分析と再発防止に係る改善策の最終確認、報告書案の最終確認を経て、委員からの異論がなければ、検証委員会としての検証結果報告を行う。
 - 会議は公開とし、12 月 26 日（火）午前中（時間は今後調整）に開催する。

- 第 6 回の資料、議事録の公開・非公開について
 - 資料は非公開とする。
 - 議事録は非公開とし、議事概要を作成の上、公開とする。

（終了）